

(参考) 秩父市被害木等対策事業補助金

(1) 趣旨

令和元年度には台風 19 号等により、秩父市にも多くの被害がありました。そのため、自然災害により被害を受けた森林の機能を回復し、もって健全な森林の育成を図るとともに、安全確保を図ります。

(2) 令和 3 年度予算額

400 万円

(3) 補助対象

- ① 対象森林 自然災害による被害を受けた市内の森林
(森林法第 2 条に規定する森林)
- ② 対象者 市内に森林を所有する者
- ③ 対象作業 被害木・危険木の伐倒、整理
- ④ 補助額 実行経費と被害木等の幹周り・本数による補助上限額を比較して低い方 (ただし 1 者につき上限 30 万円)

幹周	1 本あたり上限単価
幹周 20cm~30 cm未満	2,000 円
幹周 30cm~60 cm未満	7,400 円
幹周 60cm~90 cm未満	18,200 円
幹周 90cm~	34,400 円

※伐倒を伴う樹木のみ対象